

令和元年

第 1 2 回 農業委員会総会（臨時会）議案

令和元年 1 0 月 2 9 日

前橋市農業委員会

令和元年 第12回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年10月29日 午後3時02分
- ・閉会日時 令和元年10月29日 午後3時46分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室

・出席委員（19名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	4 番 奥野 和子	5 番 松島 敏男
6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸	9 番 小堀 清
10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	14 番 北爪 きよ子	15 番 青木 朱美
16 番 井上 隆	18 番 深町 富士雄	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男
21 番 石村 利夫	22 番 江原 弘	23 番 関口 喜弘	

・欠席委員（5名）

3 番 矢端 晴美	12 番 澁澤 聖一	13 番 坂庭 常男
17 番 萩原 秀治郎	24 番 堀越 恒弘	

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 内田 貴美
主任 篠崎 菜穂子	臨時職員 宮田 厚子		

・付議事件

- （1）議案第71号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について

・協議事項

- （1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- （2）経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱い（案）について

・

木村局長	お揃いになりましたので、これより令和元年第12回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、3番 矢端 晴美委員、12番 澁澤 聖一委員、13番 坂庭 常男委員、17番 萩原 秀治郎委員、24番 堀越 恒弘委員の5名であります。従いまして在任委員24名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
深町職代 木村局長	◇（挨拶） 本日、堀越会長につきましては、欠席の通告がございましたので、農業委員会規程第3条の規定により、職務代理が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町職代よりお願いいたします。
議 長	《深町職代、議長に就任》 それでは、令和元年第12回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。4番 奥野 和子委員、5番 松島 敏男委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第71号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
篠崎主任 議 長	◇（資料説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第71号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定については、原案を決定いたします。 次に、協議事項（1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
内田副主幹 議 長	◇（資料説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、協議事項（1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、原案を承認することに決定いたします。 次に、協議事項（2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取扱い（案）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤補佐	◇（資料説明） 目的は、新規就農者につきまして利用権による農地を借入、農業に参入し易い環

境を作る。内容の理由は、新規就農者については、主に農地法３条許可申請により農地を借入、農業参入していますが、定年後に農業参入する場合につきましては、就農計画等が難しく、提出書類等が複雑になっています。又、貸し手側につきましても、貸したい農地を就農者が適正に管理しなかった場合には、短期間にて返還が出来る利用権による貸し借りが求められています。そのような事から取り扱い基準を決め、新規就農者（高齢者も含め）が利用権設定をすることで農地の有効利用を図って行きたい。

内容については農地法と同じ基準ですが、年齢を６５歳未満とし新規就農相談を行い、農業技術等があり、就農計画が確実と認められ、初回の利用権設定期間は原則３年以内、長期的に農業をされる場合は２回目以降の期間は１０年等も可能です。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

２２番委員 農地法３条でなく条件を満たせば利用権で借りられるという事ですね。

齋藤補佐 資料の①から⑥を満たせば、基本的には初回は３年以内で、適正に管理されない場合は、短期間で返還を求められます。

議 長 その他ございませんか。

議 長 新規就農者の関係は、利用権の時期を問わず相談に来るかと思いますが、農地法３条、利用権でも両方可能という事でよろしいでしょうか。

齋藤補佐 新規就農者については、今回の取扱いの要件を満たせば利用権設定でもよいのですが、市に認定新規として認められれば、農地法３条も利用権設定も出来ます。

特に変更されるのは６５歳未満という年齢を決め、定年後農業をしたい方も、参入し易くするという事を考えています。前橋市の総合計画の中に、次世代の農業の担い手を確保し育成するという農業政策があり、青年、女性、定年対象者等多様な労働者の活用による担い手の確保、育成という文言があります。定年後の農業参もあるかと思われます。

議 長 ６５歳定年が増えていますが、新規という事からみますと妥当な年齢ですか。

齋藤補佐 例えば７０歳でもよいのですが、７０歳から就農して何年農業できるかという事です。案ですので、年齢も含めて審議していただければと思います。

１９番委員 提出期限は３月と８月ですが、中間管理事業で出た場合は。

齋藤補佐 利用権の設定が６月１日と１１月１日で、設定の前に、総会に諮る都合で、提出期限３月１５日、８月１５日にしています。例えば４月の総会で諮れても利用権の設定は６月１日になります。提出期限と考えていただきたいと思います。それ以外の日ですと農地法３条になります。

１９番委員 認定農業者として認定を受けたい場合は。

齋藤補佐 認定農業者になるには正式に農地を借り、実績を作ってからになります。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

９番委員 若い方から６５歳までを新規就農者と認めるという事ですか。

齋藤補佐 はいそうです。激励会等の奨励金の対象者は５０歳以下等別の基準があります。

９番委員 認定農業者は。

齋藤補佐 認定農業者は、目標を立て農業されている方を市が認定。協議事項（１）は新たに農業をするときに借りやすく利用権から始められる様にするシステムです。

５番委員 利用権による新規就農者は概ね６５歳未満ですが、農業次世代人材投資事業には年齢制限はあるのですか。

齋藤補佐 農業次世代人材投資事業は５０歳までとなります。

19番委員	退職者などが農家を始める場合は最初から農地は40aないが、徐々に増やし40aになったらこの設定を受けられるのではと思います。
齋藤補佐	農地法には下限面積がありますが経基法には下限面積がありません。40a以下でも、前橋市の担い手として認められれば農地を借りられます。
9番委員	正式に借りてない場合の経験を無にするのではなく、確認して拾い上げていくというのはどうですか。
齋藤補佐	そういう方のために規定の中の、経験があれば「農地を効率的に利用できる、技術、能力を有する」の判断する材料になります。
議長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取扱い（案）について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇（挙手） 全員賛成でありますので、協議事項（2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取扱い（案）については、原案を承認とすることに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。 (総会閉会午後3時46分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年10月29日

議 長

署名人

署名人